

社援基発 0426 第 2 号
平成 30 年 4 月 26 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
（ 公 印 省 略 ）

社会福祉法人に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税について

個人が、土地や建物をはじめとする財産を寄附する際に生ずるみなし譲渡所得は、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 40 条第 1 項後段の規定に基づき、当該寄附が社会福祉法人等に対するものであって、一定の要件を満たすことについて国税庁長官の承認を得たものについては非課税となりますが、このたび、法及び租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。以下「施行令」という。）の一部改正に伴い、寄附された財産を公益目的事業の用に直接供した日から 2 年以内に買い換える場合であっても、基本金により管理されていること等の一定の要件を満たすときは、非課税の承認を引き続き受けることができることとなりました。また、非課税の承認特例の対象財産に株式等が含まれることとなりました。

これらの改正に伴う新たな手続きとして、施行令第 25 条の 17 第 14 項の規定により、このみなし譲渡所得の非課税特例の対象となった財産を基本金により管理している社会福祉法人（以下「法人」という。）は、当該財産を公益目的事業の用に直接供しなくなったとき又は基本金により管理しなくなったときには、遅滞なく届出書を当該法人の主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならないこととされましたので、御了知ください。

また、所轄庁においては、法人への指導監査を通じて、当該義務の違反の疑いがあることを発見した場合には、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」における「7 関係機関等との連携等」に基づき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知については、国税庁と協議済みであることを申し添えます。

【参考】

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」

別添 社会福祉法人指導監査実施要綱（抄）

7 関係機関等との連携等

（１）・（２）（略）

（３）指導監査の過程において、所轄庁が処分権限を有さない法令又は通知（労働関係法令、消防関係法令等）に関する違反の疑いのあるものを発見した場合は、施設監査の所管課又は当該法人の施設等が所在する区域の行政庁と十分に連携を図りながら、法人に対して管轄機関への確認を促す等の指導を行う。その際、法人と指導内容の認識を共有できるよう配慮するとともに、必要に応じて、処分権限を有する関係機関へ通報する等の措置をとることにより、適切に対応する。

※ なお、施行令第 25 条の 17 第 14 項の義務違反の疑いに関し、所轄庁が法人の所轄税務署長を通じて国税庁長官に通報する措置をとる場合には、別添の様式を活用されたい。

【参考資料】

- ① 「「公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例」の税制改正のあらまし」（国税庁リーフレット）
- ② 「租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 14 項の規定による公益法人等が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出書」（国税庁作成様式）

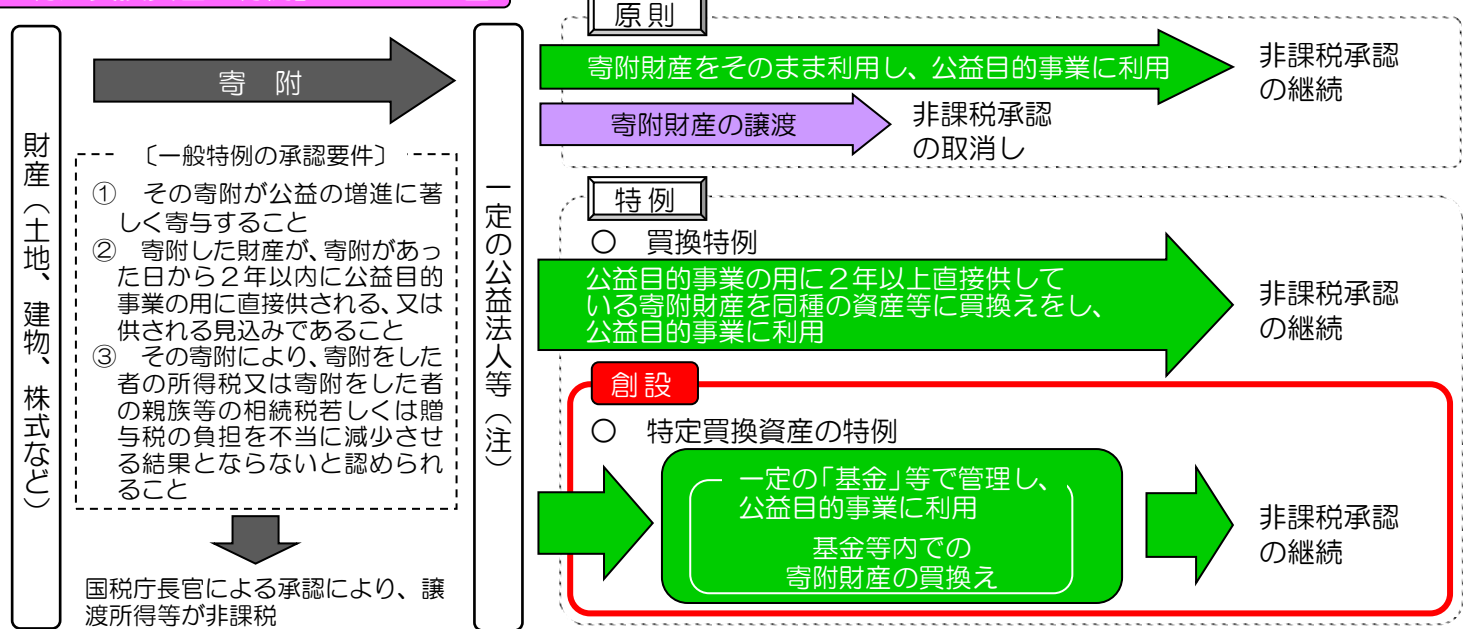
平成 30 年 4 月 1 日施行

「公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例」の税制改正のあらまし

1 特定買換資産の特例の創設

財産の寄附について、一般特例の承認要件を満たすものとして国税庁長官の承認（以下「非課税承認」といいます。）を受けた後、その寄附を受けた一定の公益法人等がその寄附財産を譲渡し、買換資産を取得する場合で、一定の要件を満たすときは、その非課税承認を継続することができる特例が創設されました。なお、この特例は、平成 30 年 4 月 1 日以後にされる財産の譲渡について適用されます。

「特定買換資産の特例」のイメージ図



（注）「一定の公益法人等」とは、国立大学法人等（国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構若しくは国立研究開発法人をいいます。）、公益社団法人、公益財団法人、学校法人（学校法人会計基準に従い会計処理を行う一定のものに限ります。）又は社会福祉法人をいいます。

特定買換資産の特例の適用要件

- 1 非課税承認に係る公益法人等が、上記の「一定の公益法人等」に該当すること
- 2 次の法人の区分に応じて、それぞれに掲げる方法により管理している寄附財産を譲渡したこと
（注）寄附財産等について、以下の方法で管理されているものの譲渡をした場合に本特例の対象となります。

国立大学法人等・公益社団法人・公益財団法人の場合

一定の公益目的事業に充てるための基金に組み入れる方法（基金が公益目的事業に充てられることが確実であることなどの一定の要件を満たすことについて、寄附を受けた法人が所轄庁の証明を受けたものに限ります。なお、寄附を受けた法人は、基金の証明を受けた事業年度以後、基金明細書を毎事業年度終了後 3 か月以内に、所轄庁に提出する必要があります。）

（注）基金の証明手続等については、国立大学法人等の場合には文部科学省ホームページ（※ 1）、公益社団法人・公益財団法人の場合には国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人information」（※ 2）に「証明申請等の手引き」が掲載されています。詳しくは、公益法人等の所轄庁にお問い合わせください。

※ 1 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/houjin.htm
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kouritsu/index.htm
 ※ 2 <https://www.koeki-info.go.jp/administration/index.html>

学校法人（学校法人会計基準に従い会計処理を行う一定のものに限ります。）・社会福祉法人の場合

- 寄附を受けた法人の財政基盤又は経営基盤の強化を図るために、学校法人会計基準第 30 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる金額に相当する金額又は社会福祉法人会計基準第 6 条第 1 項に規定する金額を基本金に組み入れる方法
- 3 上記 2 の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって買換資産を取得し、これを上記 2 の方法で管理すること
 - 4 非課税承認に係る公益法人等が、上記 2 の譲渡の日の前日までに、寄附財産の上記 2 の管理方法などの一定の事項を記載した届出書及び譲渡財産が上記 2 の方法で管理されたことを確認できる書類の写しを所轄税務署長に提出すること
（注）届出書が期限までに提出されない場合には、非課税承認の取消事由に該当します。

《参考》買換特例の適用要件

- 1 譲渡する寄附財産が、公益法人等の公益目的事業の用に 2 年以上直接供しているものであること
- 2 買換資産は、譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得する、公益目的事業の用に供することができる譲渡財産と同種の資産、土地及び土地の上に存する権利であること
- 3 買換資産を、譲渡の日の翌日から 1 年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供すること
- 4 非課税承認に係る公益法人等が、譲渡の日の前日までに、譲渡の日などの事項を記載した届出書を所轄税務署長に提出すること
（注）公益法人等とは、公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人（法人税法別表第 2 に掲げる一般社団法人及び一般財団法人のうち一定の要件を満たす法人をいいます。）及びその他の公益を目的とする事業を行う法人（例えば、社会福祉法人、学校法人、宗教法人や特定非営利活動法人など）をいいます。

平成 30 年 4 月

2 承認特例の拡充

承認特例について、次の内容の改正が行われました。

なお、この改正は、平成30年4月1日以後にされる財産の贈与又は遺贈について適用されます。

① 承認特例の対象範囲に次の寄附が追加されました。

国立大学法人等又は公益社団法人若しくは公益財団法人に対する寄附で、その寄附財産が一定の手続の下でこれらの法人の行う特定の公益目的の業務に充てるための基金に組み入れられるもの（所轄庁の証明を受けたものに限り。）

（注） 「国立大学法人等」とは、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構若しくは国立研究開発法人をいいます。

② 承認特例の対象資産から株式等（株式、一定の法人の出資者等の持分、一定の優先出資、特定受益証券発行信託の受益権、社債的受益権、新株予約権付社債及び一定の匿名組合契約の出資の持分をいいます。）を除外する要件が撤廃されました。

ただし、上記①の国立大学法人等（法人税法別表第1に掲げる法人に限り。）以外の公益法人等への寄附で、寄附財産が株式等である場合には、国税庁長官の承認をしないことの決定がなかったときにその承認があったものとみなすまでの期間を「1か月」ではなく「3か月」とすることとされました。

改正後の承認特例の内容

承認特例対象法人（注）への寄附について、次の要件を満たす寄附であることを証する一定の書類を添付した申請書を寄附をした日から4か月以内に納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出した場合で、その提出した日から1か月以内（国立大学法人等（法人税法別表第1に掲げる法人に限り。）以外に対する寄附で、寄附財産が株式等である場合には、3か月以内）に、その申請について国税庁長官の承認がなかったとき、又は承認をしないことの決定がなかったときは、その申請について承認があったものとみなされます。

（注） 「承認特例対象法人」とは、国立大学法人等、公益社団法人、公益財団法人、学校法人（学校法人会計基準に従い会計処理を行う一定のものに限り。）又は社会福祉法人をいい、表面の『特定買換資産の特例』のイメージ図の注書きの「一定の公益法人等」と同様です。

要件1

寄附をした人が寄附を受けた法人の役員等及び社員並びにこれらの人の親族等に該当しないこと（国立大学法人等（法人税法別表第1に掲げるものに限り。）については、承認要件ではありません。）

要件2

寄附財産について、次のとおり、寄附を受けた法人の区分に応じ、基金若しくは基本金に組み入れる方法により管理されていること又は必要な事項が定款で定められていること

国立大学法人等の場合

寄附財産が、一定の公益目的事業に充てるための基金に組み入れる方法（基金が公益目的事業に充てられることが確実であることなどの一定の要件を満たすことについて、寄附を受けた法人が所轄庁の証明を受けたものに限り。）なお、寄附を受けた法人は、基金の証明を受けた事業年度以後、基金明細書を毎事業年度終了後3か月以内に、所轄庁に提出する必要があります。）により管理されていること

（注） 基金の証明手続等については、国立大学法人等の場合には文部科学省ホームページ（※1）、公益社団法人・公益財団法人の場合には国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人 information」（※2）に「証明申請等の手引き」が掲載されています。詳しくは、公益法人等の所轄庁にお問い合わせください。

※1 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/houjin.htm
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kouritsu/index.htm

※2 <https://www.koeki-info.go.jp/administration/index.html>

公益社団法人・公益財団法人の場合

次の①又は②のいずれかの方法によります。

① 寄附財産が寄附を受けた法人の不可欠特定財産であるものとして、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項が定款で定められていること

② 寄附財産が、一定の公益目的事業に充てるための基金に組み入れる方法（注）により管理されていること

（注）上記の国立大学法人等の場合と同様です。

学校法人（学校法人会計基準に従い会計処理を行う一定のものに限り。）の場合

寄附財産が、寄附を受けた法人の財政基盤の強化を図るために、学校法人会計基準第30条第1項第1号から第3号までに掲げる金額に相当する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法により管理されていること

社会福祉法人の場合

寄附財産が、寄附を受けた法人の経営基盤の強化を図るために、社会福祉法人会計基準第6条第1項に規定する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法により管理されていること


要件3

寄附を受けた法人の理事会等において、寄附の申出を受けると及び寄附財産について基金若しくは基本金に組み入れること又は不可欠特定財産とすることが決定されていること

- このリーフレットは、平成30年4月1日の法令に基づいて作成しています。
- 詳しくは国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）でご確認ください。お分かりにならないことがありましたら、最寄りの税務署へお尋ねください。
- ※ 税務署での面談による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある面談など）を希望される場合は「事前予約制」とさせていただいております。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。

租税特別措置法施行令第25条の17第14項の規定による公益法人等
が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出書

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日



国 税 庁 長 官

届出者 〒 _____
所在地 _____
フリガナ _____
名 称 _____
法人番号 _____

代表者氏名 _____ (印)
(連絡先) _____
氏 名 _____
電話番号 _____

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産若しくは代替資産、買換資産又は特定買換資産（以下「財産等」といいます。）を下記のとおり公益目的事業の用に直接供しなくなり又は租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ハ又はニに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの（以下「基本金に組み入れる方法」といいます。）により管理しなくなりましたので、同条第14項の規定による届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭和・平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	承認年月日	昭和・平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
-------------	----------------------------	-------	----------------------------

公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者	住 所	(寄附時の住所)
	電話 番 号	〒 _____ (電話番号 - -)
	フリガナ	_____
	氏 名	_____

公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細

種 類	細 目	所 在 地	数 量	公益目的事業の用に直接供しなくなった日	公益目的事業の用に直接供しなくなった理由
				平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
				平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
				平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
				平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	

基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細

種 類	細 目	所 在 地	数 量	基本金に組み入れた日	基本金に組み入れる方法で管理しなくなった日
				平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
				平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
				平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
				平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

その他参考事項

作成税理士事務所所在地
署名押印
(電話番号)

(印)

* 税務署整理欄 (この欄の項目は記載する必要がありません。)											
通信日付印	寄附者所轄署	1 自署	2 他署(自局)	3 他署(他局)	4 不明	送付年月日	署→局	局→署	(1)	(2)	番号確認

[記載要領等]

《使用区分》

この届出書は、財産等（租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ハ又はニに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの（以下「特定管理方法」といいます。）により管理されていたものに限るものとし、特定管理方法により管理されているものを除きます。）を公益目的事業の用に直接供しなくなったとき又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなったときに使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産等を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください
- 3 「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなった措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産（当該財産から代替資産、買換資産又は特定買換資産を取得している場合には、公益法人等が現に有している代替資産、買換資産又は特定買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
なお、「公益目的事業の用に直接供しなくなった理由」欄は、「財産等を譲渡したため」、「財産等を収益事業（〇〇業）の用に供することとしたため」、「配当金が無配になったため」などのように具体的に記載してください。
- 4 「基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細」欄には、基本金に組み入れる方法により管理しなくなった措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産（当該財産から代替資産、買換資産又は特定買換資産を取得している場合には、公益法人等が現に有している当該代替資産、買換資産又は特定買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 5 「その他参考」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなったこと等を届け出るにあたり、特に参考となる事項を記載してください。
- 6 この届出書は「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 1 公益目的事業の用に直接供しなくなったことが分かる書類等（売買契約書等の写し等）
- 2 特定管理方法で管理しなくなったことが分かる書類（理事会等の議事録の写し、基本金明細表等の写し等）